

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例……………（総務部総務課）	1
○北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例……（人事課）	1
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………（人事課）	2
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）	3
○北海道職員等の修学部分休業に関する条例及び北海道職員等の高齢者部 分休業に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）	4
○北海道地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正す る条例……………（大学法人室）	4
○北海道防災対策基本条例の一部を改正する条例……………（危機対策課）	4
○北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例 ……………（北方領土対策本部）	8

条 例

北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 9 号

北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例

北海道行政財産使用料条例（昭和39年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100分の4.2」を「100分の4.32」に改める。

第 3 条第 1 項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第 2 項中「簡易型携帯電話」を「携帯無線通信」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第10号

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正）

第 1 条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成27年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改める。

附則第13項中「平成26年12月」を「平成25年12月」に改める。

（北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

第 2 条 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「平成27年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改める。

附則第16項中「平成26年12月」を「平成25年12月」に改める。

附則第17項中「平成27年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に、「100分の91」を「、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）平成24年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの期間 100分の91

（2）平成26年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの期間 100分の92

（北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第 3 条 北海道知事等の退職手当に関する条例（昭和62年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「平成27年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改める。

（北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第 4 条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成27年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改める。

附則第14項中「平成26年12月」を「平成25年12月」に改める。

（北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第16項中「平成26年12月」を「平成25年12月」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第11号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「同日前」の次に「において人事委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第5条第5項中「により職員」の次に「（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に

限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第8条の2第1項第3号中「3万6,400円」を「4万6,000円」に改める。

附則第37項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同項の表第1号の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの欄中「100分の91」を「100分の92」に改め、同表第2号の同欄中「100分の91.6」を「100分の92.6」に改め、同表第3号の同欄中「100分の96」を「100分の98」に改め、同表第4号の同欄中「100分の95.8」を「100分の97.1」に改める。

附則第38項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に、「100分の80」を「、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間 100分の80

（2）平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間 100分の90（規則で定める管理職員にあっては、100分の92）

附則第39項中「平成26年12月」を「平成25年12月」に改める。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

附則第8項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同項の表第1号の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの欄中「100分の91」を「100分の92」に改め、同表第2号の同欄中「100分の91.6」を「100分の92.6」に改め、同表第3号の同欄中「100分の96」を「100分の98」に改め、同表第4号の同欄中「100分の95.8」を「100分の97.1」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同項の表第1号の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの欄中「100分の96」を「100分の98」に改め、同表第2号の同欄中「100分の95.8」を「100分の97.1」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同項の表第1号の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの欄中「100分の96」を「100分の98」に改め、同表第2号の同欄中「100分の95.8」を「100分の97.1」に改める。

附則第16項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同項の表第1号の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの欄中「100分の91」を「100分の92」に改め、同表第2号の同欄中「100分の91.6」を「100分の92.6」に改め、同表第3号の同欄中「100分の96」を「100分の98」に改め、同表第4号の同欄中「100分の95.8」を「100分の97.1」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日後1年間において行われる第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例第5条第4項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第12号

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部

を次のように改正する。

目次中「第25条の2」を「第25条の4」に改める。

第11条第1項に次の1号を加える。

(3) 動物愛護監視員である職員又は当該職員の作業を補助する職員が動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した犬若しくは猫の殺処分作業に従事し、又はこれを補助したとき。

第16条に次の2号を加える。

(7) 分べん介助等業務手当

(8) 新生児診療手当

第4章中第25条の2の次に次の2条を加える。

（分べん介助等業務手当）

第25条の3 分べん介助等業務手当は、道立の病院に勤務する医師である職員が分べんの介助その他分べんに直接関連する業務に主たる医師として従事したときに、その分べん1件につき1万円を支給する。

（新生児診療手当）

第25条の4 新生児診療手当は、道立の病院に勤務する医師である職員が新生児特定集中治療室（厚生労働大臣が定める施設の基準を満たすものに限る。）に入院する新生児（出生後28日を経過しない乳児をいう。以下この条において同じ。）の診療（入院初日に限る。）に主たる医師として従事したときに、その診療した新生児1人につき1万円を支給する。

第30条の2第1項第1号中「第11条第1項第1号」の次に「及び第3号」を加える。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「7,998人」を「7,935人」に改め、同号イ中「1,476人」を「1,442人」に改め、同条第9号ア中「3,277人」を「3,312人」に改め、同号イ中「1,301人」を「1,304人」に改め、同条第11号ア中「3万853人」を「3万719人」に改め、同号イ中「1,860人」を「1,829人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道職員等の修学部分休業に関する条例及び北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第14号

北海道職員等の修学部分休業に関する条例及び北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例
（北海道職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第1条 北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「期間」を「修学に必要と認められる期間」に改める。
（北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第2条 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「条例で定める期間は、5年」を「高年齢として条例で定める年齢は、55歳」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道条例第15号

北海道地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

北海道地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例（平成19年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」の次に「第6条第4項及び」を、「をいう」の次に「。次条において同じ」を加える。

第2条の見出しを「（法第44条第1項の条例で定める重要な財産）」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（法第6条第4項の条例で定める重要な財産）

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、道が設立した地方独立行政法人の保有する財産であって、次に掲げるもの（その性質上法第42条の2の規定により処分することが不適当なものを除く。）とする。

- (1) 道からの出資に係る全ての財産
- (2) 道からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係る財産であって、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が50万円以上のもの

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道防災対策基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第16号

北海道防災対策基本条例の一部を改正する条例

北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本方針等（第9条・第10条）

第3章 災害予防

第1節 地域防災力の向上（第11条－第13条）

第2節 災害に強い地域づくりの推進（第14条－第21条）

第3節 地域の特性に応じた防災対策の推進（第22条・第23条）

第4章 災害応急対策（第24条－第28条）

第5章 災害復旧（第29条）

第6章 その他の施策（第30条－第32条）

附則

前文のうち第1項の次に次の1項を加える。

さらに、平成23年3月11日の東日本大震災は、想定をはるかに超えた巨大な津波等により我が国に甚大な被害をもたらし、このことにより、私たちは、災害の脅威を改めて思い知らされた。

第1条中「自主防災組織等及び事業者」を「事業者及び自主防災組織等」に、「道民等による防災対策の基本となる事項及び道の基本的な施策」を「道の施策の基本となる事項、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する基本的な事項その他必要な事項」に、「道民等及び道」を「防災対策の主体」に改め、「総合的」の次に「かつ計画的」を加える。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

第2条第4号中「第5条第2項」を「第2条の2第2号」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 防災対策の主体 防災対策の担い手となる道民等並びに道、市町村及び防災関係機関をいう。

第2条に次の2号を加える。

(6) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

(7) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

第3条中「道民が」を「道民及び事業者が」に、「道民等並びに道、市町村及び防災関係機関」を「防災対策の主体」に改め、同条に次の3項を加える。

2 防災対策は、災害時において、人命を守ることを最も優先させるとともに、被害を最小化するとの減災の考え方を基本として行われなければならない。

3 防災対策は、あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずることを旨として行われなければならない。

4 防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮することを旨として行われなければならない。

第4条第1項中「道民は」の次に「、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり」を加え、同条に次の1項を加える。

4 道民は、過去の災害から得られた教訓を伝承し、防災に寄与するよう努めるものとする。

第5条を削る。

第6条第1項中「事業者は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（自主防災組織等の責務）

第6条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域住民と協力して、地域における防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力しなければならない。

第7条第1項中「道は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、「防災関係機関と連携し」を「他の防災対策の主体と協働して」に改める。

「第2章 道民等による防災対策」を「第2章 基本方針等」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

（基本方針）

第9条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、防災対策を推進するものとする。

(1) 道民等との協働により、道民運動として地域における防災対策を推進すること。

(2) 災害時の備えを中心とした災害に強い地域づくりを推進すること。

(3) 本道の地域特性に応じた防災対策を推進すること。

（推進計画）

第10条 知事は、防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 防災対策に関する目標
- (2) 防災対策に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第11条から第13条までを削る。

「第3章 道の基本的な施策」を「第3章 災害予防」に改める。

第3章第1節を次のように改める。

第1節 地域防災力の向上

（防災教育、防災訓練等の実施等）

第11条 道民は、地域で開催される防災訓練、道、市町村又は防災関係機関が提供する防災に関する情報等により、防災に関する知識の習得及び家庭、職場等を通じた防災に関する意識の高揚に努めるものとする。

2 事業者は、従業員に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

3 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、防災教育、防災訓練その他道民等が防災に関する知識を習得し、又は防災に関する意識の高揚を図るための機会を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

4 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）及び保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）において、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、及び災害時において適切に行動することができるよう、防災教育及び防災訓練の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自主防災組織等に対する支援等）

第12条 道は、道民及び自主防災組織等との協働による防災対策を円滑に行うため、市町村及び防災関係機関と連携して、自主防災組織等の結成及び自主防災組織等が行う活動に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（ボランティアの育成等）

第13条 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、防災対策に必要な知識、経験、資格等を有する専門的なボランティア及びボランティアの連絡調整を行う者についてその育成、受入体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章第3節を削る。

第3章第2節を次のように改める。

第2節 災害に強い地域づくりの推進

（体制の整備）

第14条 道は、災害時に必要な業務を継続することができるよう災害応急対策等に関する実施体制を整備するものとする。

2 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、災害時に必要となる災害応急対策及び災害復旧に係る広域的な応援を行い、並びに当該広域的な応援を受け入れるための体制の整備に努めるものとする。

（要配慮者に対する事前の措置）

第15条 道は、市町村及び自主防災組織等と連携して、要配慮者への情報の提供及び避難行動要支援者の円滑な避難の実施のための体制の整備に努めるものとする。

2 道は、市町村及び自主防災組織等と連携して、避難行動要支援者が避難等の支援を受ける際に必要となる情報をあらかじめ提供することができ、かつ、その情報が適切に管理される環境づくりに努めるものとする。

（建築物等の倒壊の防止等）

第16条 道民及び事業者は、所有し、又は管理する建築物、工作物並びに家具及び家財について、あらかじめ、災害による倒壊等を防ぐ措置を講ずるとともに、災害時にあっては、倒壊した工作物による被害の拡大を防止するよう努めるものとする。

（防災に関する施設等の整備）

第17条 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐことが適切に行われるよう、防災に関する施設及び設備について、計画的な整備を図るものとする。

（物資の備蓄等）

第18条 道民は、自らが災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄し、及び災害等に関する情報を収集できる機器を準備しておくよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員が災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資及び消火、救助等に必要となる資機材を備蓄し、又は整備し、これらを定期的に点検するよう努めるものとする。

3 自主防災組織等は、地域の住民が災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資及び消火、救助等に必要となる資機材を備蓄し、又は整備し、これらを定期的に点検するよう努めるものとする。

4 道は、災害時において当該災害が発生した市町村を支援するため、市町村及び防災関係機関における物資及び資機材の備蓄又は整備の状況を把握するよう努めるものとする。

（協定の締結）

第19条 道は、災害時の避難場所の提供、災害に関する情報の道民等への提供、災害時に必要とする物資又は資機材の供給、緊急輸送の確保その他災害応急対策及び災害復旧に関して、事業者との協定の締結に努めるものとする。

（防災に関する情報の提供等）

第20条 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、防災に関する情報の収集及び整理を行い、その情報を道民等に適切に提供するものとする。

（調査研究の推進）

第21条 道は、市町村、防災関係機関、研究機関等と連携して、防災対策を効果的に進める上で必要な調査研究を行うとともに、その成果を市町村、防災関係機関等で共有し、防災対策に反映させるよう努めるものとする。

第22条中「における」の次に「適切な情報の提供、」を加える。

第3章第4節を同章第3節とする。

第3章第5節の節名を削る。

第25条を第32条とし、第24条を第31条とし、第23条の次に次の2章並びに章名

及び1条を加える。

第4章 災害応急対策

（情報の収集等）

第24条 道は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市町村及び防災関係機関と連携して、当該災害に関する情報を収集し、共有するとともに、速やかに道民等に当該災害に関する情報を提供するものとする。

（災害応急体制の確立）

第25条 道は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市町村及び防災関係機関と連携して、被災者の救助その他の災害応急対策を的確に実施するために必要な体制を速やかに確立し、法令等に基づき必要な災害応急対策を実施するものとする。

（円滑な避難等）

第26条 道民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、自ら当該災害に関する情報を収集し、不要な外出の自粛、安全な場所への自主的な避難その他当該災害による危険を回避する行動をとるよう努めるものとする。

2 道民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法令等に基づき避難準備情報の発表、避難の勧告若しくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示があったときは、これに応じて速やかに避難等の行動をとるものとする。

3 事業者は、災害時に、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員に対し、災害等に関する情報の提供、避難の誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。

4 自主防災組織等は、災害時に、安全を確保した上で、地域の住民等に対し災害等に関する情報の伝達、避難の誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。

（地域における共助）

第27条 道民等は、災害時に避難が必要な場合には、避難行動要支援者その他の要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣の住民への周知を行う等地域において相互に助け合うよう努めるものとする。

（ボランティアによる支援活動）

第28条 災害時において、ボランティアは、道及び市町村と連携を図り、被災地

の状況に応じた支援活動を実施するよう努めるものとする。

第5章 災害復旧

第29条 道は、災害復旧に関し、災害からの復興を視野に入れ、市町村及び防災関係機関と連携して、速やかに施設の復旧及び被災者の援護に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 その他の施策

（災害に係る検証）

第30条 道は、道内で大規模な災害が発生した場合その他それ以外の災害に関し必要があると認める場合には、市町村及び防災関係機関の協力を得て、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うものとする。

2 道は、前項の検証の結果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第17号

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例

北海道立北方四島交流センター条例（平成11年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表交流ホールの項中「12,640円」を「13,000円」に、「17,960円」を「18,470円」に、「15,560円」を「16,000円」に、「34,480円」を「35,460円」に改め、同表対話ルームの項中「4,270円」を「4,390円」に、「6,610円」を「6,790円」に、「5,290円」を「5,440円」に、「12,700円」を「13,060円」に改め、同表ロシア文化ルームの項中「4,050円」を「4,160円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「5,010円」を「5,150円」に、「12,070円」を「12,410円」に改め、同表日本文化ルームの項中「2,070円」を「2,120円」に、「3,190円」を「3,280円」に、「2,750円」を「2,820円」に、「5,300円」を「5,450円」に改め、同表調理実習室の項中「4,050円」を「4,160円」に、「6,300円」を「6,480

円」に、「5,010円」を「5,150円」に、「12,070円」を「12,410円」に改め、同表視聴覚室の項中「4,270円」を「4,390円」に、「6,610円」を「6,790円」に、「5,290円」を「5,440円」に、「12,700円」を「13,060円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。